

第 6 回 西 牟 婁 地 域 に お け る 大 規 模 氾 濫 減 災 協 議 会

開催日時：令和3年2月8日（月） 15：30～16：30

会議方式：WEB 会議方式

【出席者】

的場防災まちづくり課長、前溝管理課長（真砂田辺市長代理）、井瀬白浜町長、
水口総務政策課長（奥田上富田町長代理）、
長岡和歌山森林管理署次長（渡辺署長代理）、久保田和歌山水源林整備事務所長、
林紀伊山系砂防事務所副所長（小竹所長代理）石井和歌山地方気象台長、
和歌山県 総務部 防災企画課 中野副主査（酒井危機管理局長代理）、
農林水産部 井賀農業農村整備課長（松浦農林水産政策局長代理）、
農林水産部森林整備課 森川主幹（山野井森林・林業局長代理）、
県土整備部 中家河川・下水道局長、
県土整備部 芝都市政策課長（伊藤都市住宅局長代理）、
県土整備部 山岸港湾空港局長、
新谷西牟婁振興局長

（オブザーバー）

近畿地方整備局 河川部 地域河川課 稲垣課長補佐（中川地域河川調整官代理）

関西電力株式会社 水力事業本部 田辺水力センター 西海所長

協議会開催にあたって

協議会の開催にあたって、西牟婁振興局長が「近年の激甚な水災害等を踏まえて、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換が求められ、本協議会でもこれまでの取り組みに加え、「流域治水」も計画的に推進する協議会としたこと」を挨拶し、本協議会で「流域治水」を計画的に推進することの共有が図られました。

議 事 概 要

事務局より、協議会での流域治水の進め方について説明し、芳養川、左会津川、富田川、日置川の各流域治水プロジェクト【素案】の確認を行いました。

今後のスケジュールとして、「流域治水プロジェクト」策定のため、令和3年度に次回の協議会を開催することを確認しました。

また、近畿地方整備局より別添①の『「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）』についての情報提供がありました。

<質疑応答>

- ・(西牟婁振興局長) 資料1のP8(別添②)の3項目の、約167箇所(約4千ha)は全て民有保安林でしょうか?

⇒(和歌山水源林整備事務所) 全て民有林になります。

- ・(西牟婁振興局長) 資料1のP8(別添②)の1項目の、所有者による適正な整備が見込めない民有保安林を、どのような全体計画で、誰が整備していくのかという計画があるのでしょうか?

⇒(和歌山水源林整備事務所)「森林整備センターの概要」P8(別添③)『●造林地所有者、造林者、造林費負担者が共同して森林を造成』のように水源林造成事業は、所有者と造林者(森林組合等)、森林整備センターと分収造林契約(現在は90年の長伐期)を締結した事業地において整備を行っています。



**「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」
（流域治水関連法案）を閣議決定**

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

2. 改正案の概要**（1）流域治水の計画・体制の強化**

- ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

（2）氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
- ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
- ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援 等

（3）被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・地区単位の浸水対策の推進 等

（4）被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大 等

【問い合わせ先】

- 水管理・国土保全局水政課 米田、山田狩、降旗
代表番号 03-5253-8111（内線：35-228）
直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601
- 都市局都市計画課 安江、船岡
代表番号 03-5253-8111（内線：32-624）
直通番号 03-5253-8409 FAX番号 03-5253-1590

背景・必要性

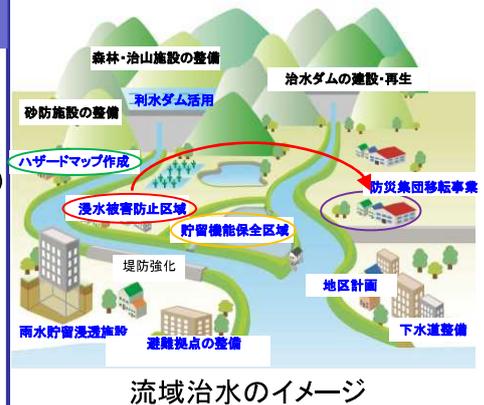
- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算
(20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法案**」を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 一 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
 - 一 協議結果を**流域水害対策計画**に位置付け、確実に実施



2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - 一 **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の**創設**(※予算・税制)
 - 一 **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - 一 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 一 **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 一 **都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 一 **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - 一 **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - 一 **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
 - 一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

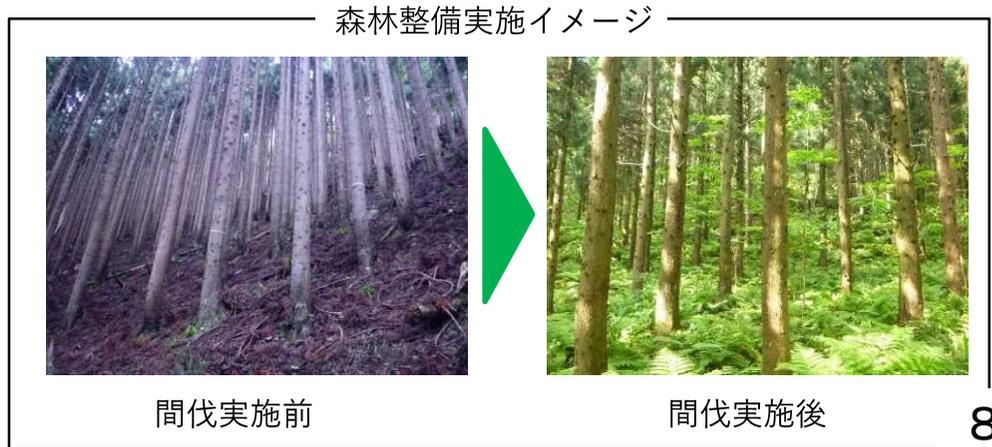
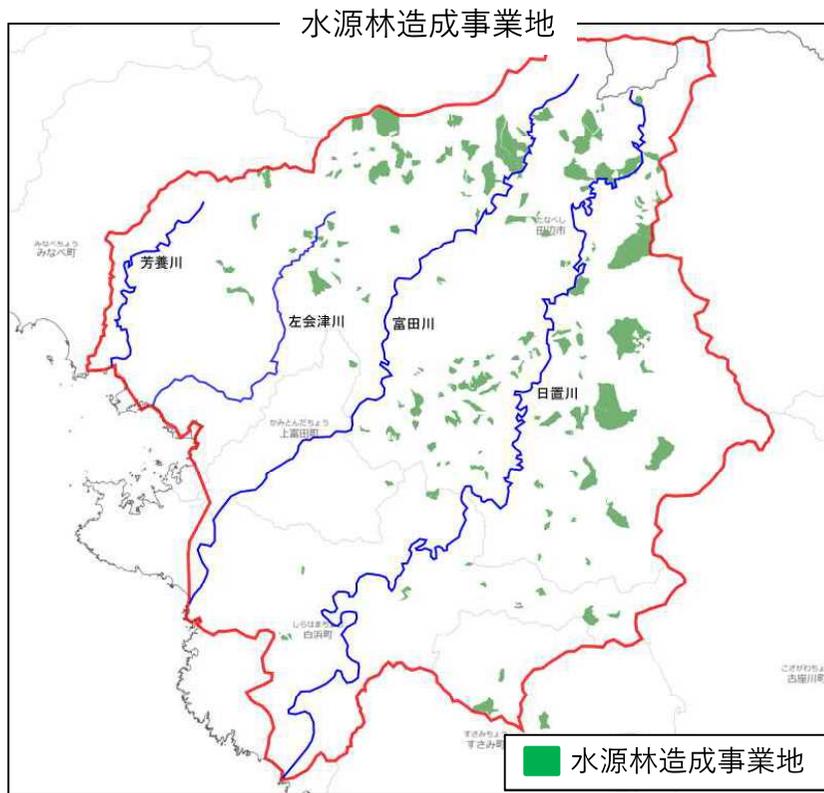
- 一 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○ 浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

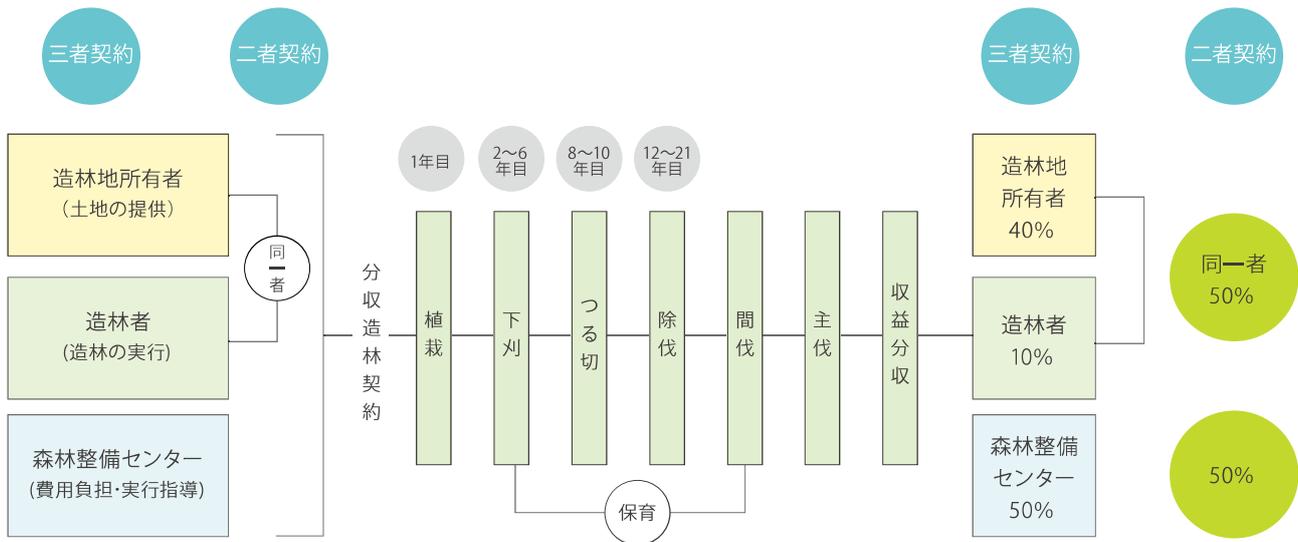
●流域における対策：水源林造成事業による森林の整備・保全

- 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業
- 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進
- 本地域では水源林造成事業地は、約167箇所（森林面積 約4千ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施（令和3年度においては、約500haの森林整備を予定。）



● 造林地所有者、造林者、造林費負担者が共同して森林を造成

分収造林契約及び森林整備センターによる地上権設定により、行政的なコントロールの下で長期安定的で適切な水源林の整備と維持管理を担保します。



3 効果

● 私たちの暮らしに深く関わる事業です

水源涵養効果

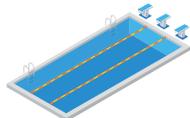
- 良質で豊かな水を供給
- 洪水防止や水質の浄化



年間約29億m³を貯水

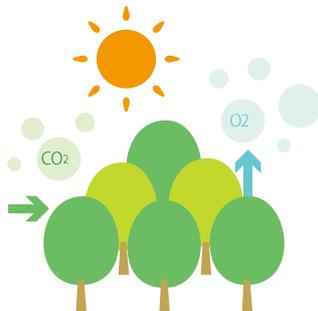
東京都で使う約2年分の水量に相当

50mプール231万杯分



環境保全効果

- 二酸化炭素の吸収
- 酸素の放出・大気浄化への寄与



年間約240万トンの二酸化炭素を吸収

約162万世帯の年間消費電力の発電時に排出されるCO₂量に相当

電力を消費する世帯162万世帯分



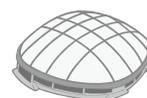
山地保全効果

- 土砂の流出・崩壊の防止
- 災害に強い森林整備



毎年約8千8百万m³の土砂の流出を防止

東京ドーム70杯分



水源林の公益的機能の効果額は、貨幣換算可能なものだけでも年間約8千6百億円

注 水源林の公益的機能効果は、昭和36年度から令和元年度までの59年間に造成された水源林造成事業地全体が、令和元年度の1年間に発揮した「水源涵養効果」、「環境保全効果」、「山地保全効果」を試算しています。